

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	13 都道府県	1 所掌	01 管轄	123443 基幹番号	000 扶番号	
法人番号	5013201013789					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 [事業場外]					
派遣業		株式会社ヒューマンパワー		(〒 101 - 0054) 東京都千代田区神田錦町3丁目15番地 名鉄不動産竹橋ビル6階		令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]					
				電話 03 (5577) 7917							
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、②については320時間まで)		
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
		顧客等の都合による仕様変更への対応、納期のひっ迫	専門的・技術的職業従事者 システム開発、オペレーター、カスタマーサービス	54人	8 時間 0 分 [時間 分]	8 時間 8 時間 0 分 0 分	45時間 45時間 0 分 0 分	360時間 360時間 0 分 0 分			
		顧客等の都合による仕様変更への対応、納期のひっ迫	専門的・技術的職業従事者 運用監視（シフト勤務）	40人	8 時間 0 分 [時間 分]	8 時間 0 時間 分 分	45時間 45時間 0 分 0 分	360時間 360時間 0 分 0 分			
		人事業務（採用・異動等）	事務従事者	4人	8 時間 0 分 [時間 分]	8 時間 8 時間 0 分 0 分	45時間 45時間 0 分 0 分	360時間 360時間 0 分 0 分			
				人	時間 分 [時間 分]	時間 時間 分 分	時間 時間 分 分	時間 時間 分 分			
	② 1年単位の 変形労働時間制により労働する労働者			人	時間 分 [時間 分]	時間 時間 分 分	時間 時間 分 分	時間 時間 分 分			
				人	時間 分 [時間 分]	時間 時間 分 分	時間 時間 分 分	時間 時間 分 分			
				人	時間 分 [時間 分]	時間 時間 分 分	時間 時間 分 分	時間 時間 分 分			
				人	時間 分 [時間 分]	時間 時間 分 分	時間 時間 分 分	時間 時間 分 分			
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻			
	顧客等の都合による仕様変更への対応、納期のひっ迫	管理的職業従事者 システム開発、オペレーター、カスタマーサービス	94人	その他 日勤の場合、土日祝日 シフト勤務の場合、4週4休以上による休日		1か月 4回		9 時 18 時 0 分 ~ 0 分 シフト勤務の場合シフト表による。			
	人事業務（採用・異動等）	事務従事者	4人	土日祝		1か月 4回		9 時 18 時 0 分 ~ 0 分			

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。
(チェックボックスに要チェック)

受付
令和 8 年 2 月 25 日
中央労働基準監督署

時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第18条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）				1年 （時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。）		
									起算日 （年月日）	令和 8 年 4 月 1 日	
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
季節的要因等による受注・一般顧客の集中による業務の繁忙	専門的・技術的職業従事者 システム開発、オペレーター、カスタマーサービス	54人	8時間 0分	8時間 0分	6回	75時間 0分	75時間 0分	25% ただし、月60時間超の場合、50%	680時間 0分	680時間 0分	25% ただし、60時間超の場合、50%
季節的要因等による受注・一般顧客の集中による業務の繁忙	専門的・技術的職業従事者 運用監視	40人	8時間 0分	8時間 0分	6回	75時間 0分	75時間 0分	25% ただし、月60時間超の場合、50%	680時間 0分	680時間 0分	25% ただし、60時間超の場合、50%
事業計画・経営計画の策定、見直し	事務従事者	4人	8時間 0分	8時間 0分	6回	75時間 0分	75時間 0分	25% ただし、月60時間超の場合、50%	680時間 0分	680時間 0分	25% ただし、60時間超の場合、50%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		協議 労働者に対する事前の申し入れ									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		（該当する番号） ☒ ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ☐ ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ☐ ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ☐ ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ☐ ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ☐ ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ☒ ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ☐ ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ☒ ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ☐ ⑩ その他							（具体的内容） 対象労働者への面接指導の実施、相談窓口の設置、保健指導の実施		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ （チェックボックスに要チェック）											

協定の成立年月日 令和 8 年 2 月 20 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の 職 名 事務
氏 名 福田真由香
立候補による信任投票

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 投票 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒

令和 8 年 2 月 25 日

中央 労働基準監督署長殿 使用 者 職 名 代表取締役
氏 名 小林浩二

受付
令和 8 年 2 月 25 日
中央労働基準監督署